

別紙 2

(協定第5条関連)  
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	43百万円
H 1 9	22百万円
H 2 0	11百万円
H 2 1	11百万円
H 2 2	34百万円
H 2 3	136百万円
H 2 4	135百万円
H 2 5	134百万円
H 2 6	133百万円
H 2 7	136百万円
H 2 8	133百万円
H 2 9	133百万円
H 3 0	133百万円
H 3 1	133百万円
H 3 2	132百万円
H 3 3	133百万円
H 3 4	133百万円
H 3 5	132百万円
H 3 6	132百万円
H 3 7	132百万円
H 3 8	132百万円
H 3 9	132百万円
H 4 0	132百万円
H 4 1	131百万円
H 4 2	131百万円
H 4 3	131百万円
H 4 4	296百万円
H 4 5	296百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五カ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。